

【分冊 1】

# 三重県公共工事共通仕様書

令和 2 年 8 月  
令和 2 年 1 1 月一部改定

三 重 県



表1-1 標識車等の仕様

項目	数量・規格	配置等
クッションドラム	2個	標識車の前方5m程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）の⑩に準ずる（標識のベース車両に搭載）ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2tトラック	
体感マット	幅 200mm 厚 6mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督員と**協議**するものとする。

(2) 交通誘導警備員

- ① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工所用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。  
また、法律または公安委員会認定路線及び、関係機関から指示された場合は1規制につき、交通誘導警備員のうち1人は有資格者としなければならない。
- ④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の資格証の写しを保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに**提示**するものとする。
- ⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに**提示**するものとする。  
但し、道路交通法80条**協議**に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。

## 第1編 共通編 第1章 総則

### 公安委員会認定路線

令和3年1月6日迄

#### 路 線

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1 一般国道1号    | 14 県道四日市楠鈴鹿線  |
| 2 一般国道23号   | 15 県道四日市鈴鹿環状線 |
| 3 一般国道25号   | 16 県道津関線      |
| 4 一般国道42号   | 17 県道久居美杉線    |
| 5 一般国道163号  | 18 県道松阪久居線    |
| 6 一般国道165号  | 19 県道伊勢磯部線    |
| 7 一般国道166号  | 20 県道鳥羽松阪線    |
| 8 一般国道258号  | 21 県道宮妻峡線     |
| 9 一般国道260号  | 22 県道松阪第2環状線  |
| 10 一般国道306号 | 23 県道上海老茂福線   |
| 11 一般国道365号 | 24 県道上浜高茶屋久居線 |
| 12 一般国道421号 | 25 県道四日市菰野大安線 |
| 13 一般国道477号 |               |

(参考) 平成27年3月17日付け三重県公安委員会告示第27号 (平成27年9月17日施行)

令和3年1月7日以降

#### 路 線

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 一般国道1号  | 11 一般国道477号     |
| 2 一般国道23号   | 12 県道桑名東員線      |
| 3 一般国道25号   | 13 県道四日市楠鈴鹿線    |
| 4 一般国道42号   | 14 県道上海老茂福線     |
| 三重県の全域 (平成31年4月1日に路線名が変更された旧一般国道42号区間 (一般国道166号 (松阪市大黒田町722番地1先から松阪市小津町601番地先までの間) 及び県道松阪多気線 (松阪市大黒田町722番地1先から松阪市八太町583番地2先までの間) を含む。)) | 15 県道鈴鹿環状線      |
| 5 一般国道163号  | 16 県道辺法寺加佐登停車場線 |
| 6 一般国道165号  | 17 県道津関線        |
| 7 一般国道167号  | 18 県道津芸濃大山田線    |
| 8 一般国道258号  | 19 県道上浜高茶屋久居線   |
| 9 一般国道368号  | 20 県道松阪第2環状線    |
| 10 一般国道421号   | 21 県道鳥羽松阪線      |
|   | 22 県道伊勢磯部線      |
|   | 23 県道伊勢南島線      |
|   | 24 桑名市道坂井多度線    |
|   | 25 四日市市道子西八王子線  |
|   | 26 四日市市道赤堀小生線   |
|   | 27 四日市市道西新地久保田線 |
|   | 28 四日市市道四日市中央線  |
|   | 29 四日市市道笹川環状1号線 |

(参考) 令和2年7月7日付け三重県公安委員会告示第79号 (令和3年1月7日施行)

#### 14. 保安灯

受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

#### 15. 保守点検

受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。

#### 16. 標識

受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図1-3を参考に標識を作成しなければならない。

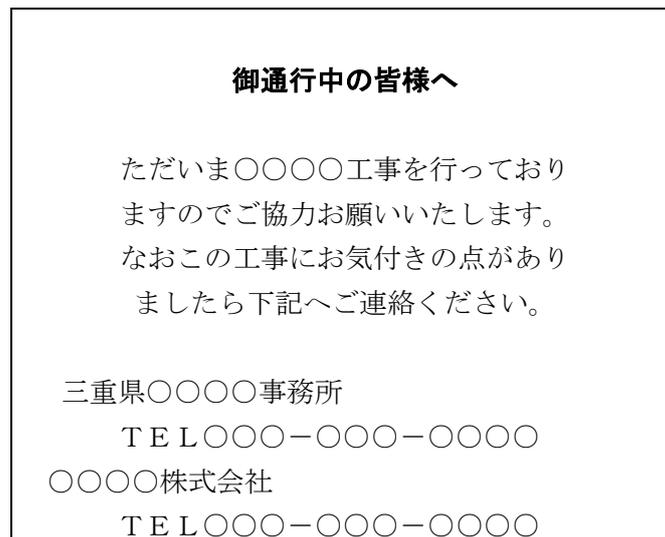


図1-3 標識⑦

#### 17. 仮区画線

受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあつては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。

#### 18. 通行許可(2)

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。  
また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があつた場合は速やかに提示しなければならない。

#### 1-1-1-34 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と**協議**できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

## 1-1-1-35 諸法令の遵守

### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 地方自治法               | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (2) 建設業法                | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法        | (平成21年6月改正 法律第51号)   |
| (4) 労働基準法               | (平成30年7月改正 法律第71号)   |
| (5) 労働安全衛生法             | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (6) 作業環境測定法             | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (7) じん肺法                | (平成30年7月改正 法律第71号)   |
| (8) 雇用保険法               | (平成30年7月改正 法律第71号)   |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (平成30年5月改正 法律第31号)   |
| (10) 健康保険法              | (令和元年5月改正 法律第9号)     |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (令和元年5月改正 法律第16号)    |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成30年12月改正 法律第102号) |
| (14) 道路法                | (平成30年3月改正 法律第6号)    |
| (15) 道路交通法              | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (16) 道路運送法              | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (17) 道路運送車両法            | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (18) 砂防法                | (平成25年11月改正 法律第76号)  |
| (19) 地すべり等防止法           | (平成29年6月改正 法律第45号)   |
| (20) 河川法                | (平成29年6月改正 法律第45号)   |
| (21) 海岸法                | (平成30年12月改正 法律第95号)  |
| (22) 港湾法                | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (23) 港則法                | (平成28年5月改正 法律第42号)   |
| (24) 漁港漁場整備法            | (平成30年12月改正 法律第95号)  |
| (25) 下水道法               | (平成27年5月改正 法律第22号)   |
| (26) 航空法                | (令和元年6月改正 法律第38号)    |
| (27) 公有水面埋立法            | (平成26年6月改正 法律第51号)   |
| (28) 軌道法                | (平成29年6月改正 法律第45号)   |
| (29) 森林法                | (平成30年6月改正 法律第35号)   |
| (30) 環境基本法              | (平成30年6月改正 法律第50号)   |
| (31) 火薬類取締法             | (令和元年6月改正 法律第37号)    |
| (32) 大気汚染防止法            | (平成29年6月改正 法律第45号)   |
| (33) 騒音規制法              | (平成26年6月改正 法律第72号)   |
| (34) 水質汚濁防止法            | (平成29年6月改正 法律第45号)   |
| (35) 湖沼水質保全特別措置法        | (平成26年6月改正 法律第72号)   |
| (36) 振動規制法              | (平成26年6月改正 法律第72号)   |

第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	単位セメント量 (kg)	空気量 (%)	JIS規格の有無	摘 要
29	(治山) ダム(無筋)、流路工・護岸・帯工・袖かくし・間詰(無筋)	普通	18	5, 8	40	BB	—	4.5	○	
30	(港湾) ケーソン、ウェル、セルラーブロック、L型ブロック、消波ブロック、その他海岸保全施設(*9)	普通	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*10)	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
31	(港湾) 係船岸上部工(*6)、胸壁(*9)	普通	24	8, 12	20, 25, 40 (*10)	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
32	(港湾) 控抗上部工、控壁(*9)	普通	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*10)	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
33	(港湾)係船岸上部工、胸壁、本体ブロック、防波堤上部工、蓋コンクリート、根固めブロック、その他海岸保全施設(*9)	普通	18	8, 12	40	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
34	(港湾) 袋詰コンクリート(*9)	普通	18	8, 12	40	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
35	(港湾)異形ブロック (消波、被覆)35 t 未満(*9)	普通	18	8, 12	40	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
36	(港湾)異形ブロック (消波、被覆)35 t ~50 t (*9)	普通	21	8, 12	40	BB	—	4.5	○	海水の作用を受ける
37	(港湾) 係船柱基礎(杭式)(*9)	普通	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*10)	BB	—	4.5	○	海水の作用を受けない
38	(港湾) 係船直柱基礎(重力式)(*9)	普通	18	8, 12	40	BB	—	4.5	○	海水の作用を受けない
39	(港湾) エプロン舗装(*9)	舗装	(曲げ強度) 4.5	2.5 6.5	20, 25, 40 (*11)	BB	—	4.5	○	海水の作用を受けない。
40	(下水道) 土木躯体(処理場・ポンプ場)	普通	24	12	20, 25	BB	—	4.5	○	
41	(下水道)無筋コンクリート (処理場・ポンプ場)	普通	18	12	40 (*13)	BB	—	4.5	○	
42	(下水道)均しコンクリート (処理場・ポンプ場)	普通	18	12	20, 25 (*13)	BB	—	4.5	○	
43	(下水道)捨てコンクリート (処理場・ポンプ場)	普通	—	—	—	BB	170以上	4.5	—	

注1) 粗骨材の最大寸法25mmは地域的に骨材の入手が困難な場合、監督員と協議の上20mmとすることができる。

- 2) 設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。
- 3) 均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。
- 4) セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
- 5) 大型の異形ブロックにおいては、特性値の割り増しを行ってよい。たとえば35 t型から50 t型では21N/mm<sup>2</sup>、それを超えるものについては適宜検討する。
- 6) 農林水産省農村振興局が所管する事業において、均しコンクリートは「18-8-25」を標準とする。
- 7) (\*6) 栈橋上部工は除く。
- 8) 港湾構造物のケーソン、ウェル、セルラーブロック、L型ブロックの鉄筋構造物については、

水セメント比を50%以下とする。

- 9) (\*8) (海岸) とは、港湾、漁港区域外の海岸工事を指す。
- 10) (\*9) (港湾) とは、港湾、漁港区域内の港湾、漁港、海岸工事を指す。
- 11) 農林水産省農村振興局が所管する海岸事業において、無筋コンクリートは $18\text{N}/\text{mm}^2$ を標準とするが、これにより難い場合は別途設計図書に定めるものとする。
- 12) (\*10) 粗骨材の最大寸法は、碎石を使用する場合は $20\text{mm}$ 、砂利を使用する場合は $25\text{mm}$ とする。なお、粗骨材は鉄筋の間隔及び部材の厚さに支障のない限り、できるだけ大きいものを用いるものとする。
- 13) (\*11) 砂利の場合 $25\text{mm}$ 、碎石の場合 $20\text{mm}$ とする。
- 14) (\*12) (海岸) 根固めブロック $10\text{t}$ 未満については、19 (河川) 根固めブロックを準用するものとする。
- 15) 設計図書において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。
- 16) (\*13) 粗骨材の最大寸法の表記は標準値とし、これにより難い場合は別途設計図書に定める。

(1) 受注者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材 (JIS A 5011) を使用する場合には、高炉スラグ碎石コンクリート設計施工指針案 (土木学会) によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類は B としなければならない。

(2) 表3-1の配合表は、標準的な配合を定めたものである。受注者は、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

## 12. モルタル配合

コンクリート2次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、**設計図書**に明示した場合は除きセメントと砂の重量比1:3程度とする。

## 13. 供試体の確認方法

レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリートの供試体の確認方法は、以下いずれかの方法により実施しなければならない。

### (1) A法

- ① コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。
- ② 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2ヶ所の番号、記号等が1枚の写真でよくわかるように撮影すること。  
ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。
- ③ 写真については、電子データにて保存すること。

### (2) B法

- ① 供試体型枠の内側の側面に、所定の事項を記入した供試体確認版をおき、コンクリートを打設すること。
- ② 強度試験前に供試体確認版を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか**確認**すること。

## 14. 施工管理

本工事において、1日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が $100\text{m}^3$ 以上施工するコンクリート工において、「生コンクリートの取り扱いマニュアル」の第5章レディーミク

第3編 土木工事共通編 第1章 総則

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
電気通信設備機器製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事
		現場据付完了時	外観、据え付け状況、機能試験	1回以上／1工事
施設機械製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事
		現場据付完了時	外観、据え付け状況、機能試験	1回以上／1工事
大口径ポンプ製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事
		仮組立時	状態	1回以上／1工事
		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事

注) ・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・ 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・ 一般（一般監督）、重点（重点監督）の別は、工事ごとに設計図書で定める。定めがない場合は、一般監督とする。

### 3-1-1-7 数量の算出

#### 1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

#### 2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、建設工事施工管理基準（案）及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 3-1-1-8 未制定

### 3-1-1-9 工事完成図書の納品

#### 1. 一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた工事完成図を工事完成図書として**納品**しなければならない。なお、維持工事等の簡易な工事においては、監督員の承諾を得て省略することができる。

#### 2. 工事完成図

受注者は、**設計図書**に従って工事目的物の完成状態を**図面**として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、附属施設など施設管理に必要なすべての**図面**、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の**承諾**により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）

で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

**3. 未制定**

**4. 電子成果品及び紙の成果品**

受注者は、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

**5. 未制定**

**6. 地質調査の電子成果品等**

受注者は、**設計図書**において地質調査の実施が明示された場合、「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

**3-1-1-10 未制定**

**3-1-1-11 未制定**

**3-1-1-12 工事中の安全確保**

**1. 適用規定**

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

**2. 建設工事公衆災害防止対策要綱**

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

**3. 使用する建設機械**

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

**4. 架空線等事故防止対策**

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ**報告**しなければならない。

**3-1-1-13 交通安全管理**

**1. 適用規定**

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。

**2. 工事用道路の維持管理**

受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

**3. 施工計画書**

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなけれ

ばならない。

### 3-1-1-14 工事測量

#### 1. 適用規定

土木工事にあつては、第1編の1-1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。

#### 2. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

### 3-1-1-15 提出書類

#### 1. 一般事項

受注者は、提出書類を三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱及び様式集等により作成し、監督員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督員の**指示**する様式によらなければならない。

#### 2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

#### 3. 工事書類の提出

受注者は、**工事書類の提出**は、表3-1-1に基づき実施するものとする。なお、作成にあたっては第1編 1-1-1-47第8項により、監督員と作成媒体（紙と電子の別）を**協議**するものとする。

第3編 土木工事共通編 第1章 総則

表3-1-1 工事関係書類一覧表【三重県版】

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考	
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		提示		その他			
						監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ納品		
工事着手前	契約関係書類	現場代理人等専任通知書	工事請負契約書第10条1項 共通仕様書1-1-1-43		○		○						
		工程表	工事請負契約書第3条1項		○		○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-41-5		○		○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		建退共証紙受入簿	現説時指導事項(H11.3.31)付建設省 厚契発第22号		○				○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿 その他関係資料について提出を求めることがある。
		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項		○		○						
		VE提案書(契約後VE時)	契約後のVE提案に関する 特記仕様書		○	○							
	その他	工事着手届	共通仕様書1-1-1-8-3		○		○						
		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5		○				○				CORINSへ登録(受注・変更・完成・訂正)(旧称:工事カルテ 受領書)
		—											
		—											
		再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4		○	○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産 物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提 出する。
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5		○	○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副 産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて 提出する。	
	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第11条		○									
	1 施工計画	① 施工計画	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1		○	○						工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には 変更施工計画書の提出は不要。 変更施工計画書は、提出済みの施工計画書を変更、追加、 削除を行い、提出するものとする。
			—										
基本計画書		共通仕様書1-1-1-14		○	○							工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する 計画書、監督員に提出し承認を得ること。	
設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が あった場合)		共通仕様書1-1-1-3-2		○	○							契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合 のみ提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこ と)	
設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が ない場合)				○			○					契約書第18条第1項1～5号に該当する事実ない場合(設 計図書と一致している場合)についても、その旨を監督員 に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照 査の実施が確認できる資料を提示すること。(契約書第18 条第1項の範囲を超えないこと)	
工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)				○	○								
工事測量結果(設計図書との照 合) (設計図書と差異あり)				○	○							設計図書と差異があった場合のみ提出する。	
工事測量結果(設計図書との照 合) (設計図書と一致)				○				○				設計図書と一致している場合は提示とする。	
下請負通知書		共通仕様書1-1-1-9		○	○							下請負に付する場合	
施工体制台帳		施工体制台帳に係る書類の提出に ついて(H13.3.30 付国官技第70号、 国営技第30号、国港建第112号、国 空建第68号) 共通仕様書1-1-1-10		○	○				(○)				
施工体系図	施工体制台帳に係る書類の提出に ついて(H13.3.30 付国官技第70号、 国営技第30号、国港建第112号、国 空建第68号) 共通仕様書1-1-1-10		○	○							工事を施工するために下請契約を締結した場合		

## 第14編 植栽工編

### 第1章 植 栽

#### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。
3. 受注者は、植樹について、**設計図書**に基づき施工しなければならない。  
なお、配置等の細部については、施工方法、施工管理を定め**監督員と協議**し、展開図に準じる植付図を作成しなければならない。
4. 受注者は、樹木について、種類の変更が生じる場合があるため、植樹材料の手配前に**監督員の承諾**を得なければならない。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、**監督員の承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員と協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年7月)
日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年2月)
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成7年9月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)

#### 第3節 植栽工

##### 14-1-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。  
枯死または形姿不良の判定にあたっては、**監督員**と受注者が**立会**うものとし、植替えの時期については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して**監督員と協議**するものとする。  
なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。

## 第14編 植栽工編 第1章 植栽

なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。

3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び**監督員の指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は**監督員**に速やかに**連絡**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、**設計図書**に関して**監督員の承諾**を得るものとする。

7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。
8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに**監督員に連絡し指示**を受けなければならない。
9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。
- (1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、**監督員に連絡し指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
- (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
- (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。
- (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
- (5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
- (6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
- (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
- (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。

#### 14-1-3-7 草花種子散布工

1. 花種子散布工の施工については、第3編 3-2-14-2 植生工の規定による。
2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して**監督員**と協議しなければならない。

#### 14-1-3-8 播種工

1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、**設計図書**に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ぜり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については**設計図書**に関して**監督員**と協議しなければならない。

#### 14-1-3-9 花壇植栽工

花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定による。

1. 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
2. 受注者は、花壇植物の植付けに先立って**設計図書**に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。
3. 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、**設計図書**の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

#### 14-1-3-10 樹木養生工

1. 受注者は、防風ネットの施工については、**設計図書**によるものとし、堅固に設置しなければならない。
2. 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、植穴透水層の施工については、**設計図書**によらなければならない。
4. 受注者は、空気管の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、マルチングの施工については、**設計図書**に示す厚みに均一に敷均さなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを**確認**し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
7. 受注者は、養生柵の施工については、**設計図書**によるほか、14-1-3-15柵工の規定による。
8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。

#### 14-1-3-11 樹名板工

樹名板工の施工については、14-1-3-1一般事項9（10）の規定による。

#### 14-1-3-12 根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工については、**設計図書**によらなければならない。

#### 14-1-3-13 芝生保護工

1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、**設計図書**によらなければならない。

#### 14-1-3-14 壁面緑化施設工

1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、**設計図書**によるものとするほか、14-1-3-15 柵工の規定による。
3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、**設計図書**による。
4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、**設計図書**による。
5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、**設計図書**による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。

#### 14-1-3-15 柵工

1. フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれないように取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。
  - (4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。
  - (5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。
  - (6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。
3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けなければならない。
4. 転落（横断）防止柵の施工については、第3編3-2-3-8 路側防護柵工の規定による。
5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編 3-2-3-7 防止

【分冊 2】

# 三重県公共工事共通仕様書

令和 2 年 8 月  
令和 2 年 1 1 月一部改定

三 重 県

